

平成30年5月北名古屋市教育委員会議事録

招集年月日	平成30年5月16日(水)
招集場所	北名古屋市役所東庁舎 3階 政策審議室
開 会	平成30年5月16日(水) 午前10時
応招委員 (出席委員)	池山健次 大口喜久子 加藤知津子 浅見顯宏 鈴野範子 吉田文明
不応招委員 (欠席委員)	
説明のため 会議に出席 した者の 職氏名	教育部長 大野 勇 教育部参事 千田 秀樹 教育部次長兼生涯学習課長 植手 厚 教育部副参事兼学校教育課長 田島 孝道 教育改革専門員 諸星 明彦 スポーツ課長 酒井 英昭 学校教育課主幹 安井 政義
提出議案	議案第10号 北名古屋市教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定について 議案第11号 北名古屋市教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の制定について 議案第12号 北名古屋市教育委員会公印規程の一部改正について 議案第13号 北名古屋市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について 議案第14号 北名古屋市社会教育委員の推薦について
閉 会	平成30年5月16日(水) 午前11時
議事日程	別紙のとおり
議事録 署名委員	

議事録作成者.....

< 午前 10 時 開会 >

委員長（池山健次）

只今の出席委員は 6 名で定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

只今から平成 30 年 5 月北名古屋市教育局委員会を開会いたします。

日程第 1、前議事録の承認を議題といたします。

お諮りいたします。平成 30 年 2 月 28 日の議事録を承認することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

委員長（池山健次）

全員異議なしと認め、前議事録は事務局原案どおり承認することに決定いたしました。各委員、署名をお願いします。

（各委員、前議事録に署名）

委員長（池山健次）

日程第 2、教育委員長報告に移ります。前回の委員会は、先ほど議事録に署名していただきましたが、2 月に行い、その後 3 月と 4 月は協議会を 2 回実施し報告しておりますので、その後に私が出席した会議や行事等の報告となります。4 月 22 日、平成 30 年度市体育協会役員会総会に出席しました。4 月 27 日、第 1 回北名古屋市豊かな学び創造推進協議会全体会に出席しました。5 月 8 日、西春日井地区教育会総会、西春日井地区教育委員会連絡協議会総会に出席しました。5 月 10 日、西春日井地区小中学校 P T A 連合会総会が文化勤労会館大ホールであり出席しました。5 月 13 日、北名古屋市ふれあいスポーツクラブ総会に出席しました。以上でございます。

委員長（池山健次）

日程第 3、教育長報告に移ります。吉田教育長お願いします。

教育長（吉田文明）

(1)会議・行事等報告について、いつものように別紙をもって報告させていただきます。4 月 12 日から 5 月 15 日までの主なものを示しています。(2)その他報告で出てくる内容もありますので、それとは別に、一覧の中で 1 つだけ説明させていただきます。5 月 2 日から 4 日まで、南さつま市砂の祭典開会式に出席させていただきました。2 度目の出席となりますが、見ごたえのある、迫力のある大きなスケールの砂像による芸術作品が作られ展示されており、とても驚きました。南さつま市は、人口が 35,000 人を下回り、更に

人口減少が進む中、こうしたイベントを積極的に実施していく、その活力、強さに驚きました。それは、活性化を維持していくものだと思います。また、南さつま市における教育の関係をご紹介しますと、南さつま市はコミュニティスクールを全校で実施しています。特別に、祝日にもかかわらず、南さつま市教育長、教育部長、学校長に対応していただき見学させていただいた施設が、坊津という地区にある坊津学園でございます。坊津学園は、小中一貫校です。坊津地区には、昔、7つの小中学校がありました。それを1つにまとめたのが、坊津学園です。しかし、全校生徒は200人に満たず、少子化ということです。多くの市町で学校の統廃合が不成功となっているにもかかわらず、物理的な背景があると推測しますが、坊津学園はやり遂げました。私は、指導力と市民の理解に、違ったものがあると強く感じました。その謎解きの1つが、薩摩という地区だからではないかと思います。南さつま市には、竹田神社という所があり、そこに行くと、日新公いろは歌というものがあります。日新公いろは歌とは、薩摩の郷中教育、バイブル、基礎となったものですが、47首全てが石碑で解説付きで紹介されています。夢中になり全てを読みましたが、なかなか良いものでした。そういった風土、前向きに進むという風土、そういうものがあつたからこそ、統廃合ができたのではないかと強く思いました。よって、土地が持つ文化はすごく大切なものだと改めて感じました。

(2)その他報告に移ります。資料1が平成30年度西春日井地区教育会委員名簿です。本市は、昨年度に引き続き30年度も事務局となります。池山委員長が、引き続き会長をお勤めいただくということでございます。1枚めくっていただいて、西春日井地区教育委員会連絡協議会においても池山委員長に会長をお勤めいただき、事務局は私となります。次に、西春日井地区公立小中学校保健管理連絡協議会、これは結核の関係を行うのですが、会長が私となりまして、役割が決まったことを報告させていただきます。資料2については、東海北陸都市教育長協議会定期総会並びに研究大会、4月19日と20日にかけて中部国際空港セントレアで実施されました。この会で印象に残った事を2つ報告させていただきます。1つ目は、岐阜市の早川教育長からのレポートですが、共同研究で明らかになったエビデンスを共有する、5年先行く岐阜市の教育についてです。岐阜市は、なかなか先進的な事に取り組んでいます。岐阜市もコミュニティスクールを全市で指定、英語教育で特区申請、本市より少し進んでおり成績も良いです。私としては、岐阜市はスタンダード、目標になっている都市です。報告書の中で、学力と学習量・正答問題数との関係についてのグラフがありますが、相関関係を示したものです。学力と学習量の関係では、勉強時間が多ければ学力が高くなることは当然のことです。もう1つ、学力と正答数の関係、どれだけ最後まで問題を解き切ったか、要するに、間違えた問題を徹底してやり直す、できるようになるまでやり直すという家庭学習を行った。そうすると、学力と学習量の関係による相関係数が3.04、一方、間違えた問題を最後まで解き切った場合

は5.63と倍近くに成果が上がった。我々、経験者からすると当たり前のことに思っていることなのですが、それを実際にやってみるとこういう結果になる。実は、気づいている先生は、これをしっかりやっている。先日の校長会でも、校長先生に伝えたのですが、テストが終わったら終わりではなく、テストが終わった時から始まる。できなかつた問題を解るようにする作業が必要と話をしました。このデータは、ベネッセと共同研究している。ベネッセの持っているノウハウとタブレット端末を組み合わせた方法で、家庭学習を実施した。全員がタブレット端末を持って、できなかつた問題をできるまで解いた。我々はタブレットが無くて、できない問題を自分で解かるようになるまでやらせる指導をできる訳ですから、その結果を利用すべきと思いました。一方で、タブレットを使った機能、瞬時にして、一か月もかからないうちにデータが出てくる。ICTを使った利点を感じています。大切なのは、子どもの努力、先生の努力、それが無い限り結果に表れない、人の作業が必要となりますが、印象的なレポートでした。

2点目として、犬山市の報告についてです。犬山市は、南さつま市と同様にその地が持っている文化、文化の蓄積に圧倒的な差があると思いました。生涯学習や社会教育などのいろんな事をやってきており、今でも蓄積され、活用されている。北名古屋は、犬山市の100分の1ぐらいしかやっていない。その差は一体何かと言うと、犬山市は元々あるためそれを組み直すだけ、北名古屋はゼロから組み立てていかなければならない。この差について、歴史の無い都市にとっては意識してやっていかなければならない、積み重ねていかなければならないと強く感じました。層の厚さが違う、どの地域でもサービスを提供できることと比較すると、本市においては、まだまだやるのが沢山あると感じました。

資料3、第1回尾張部都市教育長会議、県教育委員会あいさつ要旨ですが、教員の多忙化解消プランの取組状況については、本市では同様の取組を実施しております。次の、体力向上に関する取組と部活動指導ガイドラインについては、スポーツ庁より部活動指導の在り方に関する総合的なガイドラインが出ています。それを受けて、愛知県教育委員会は1学期の終わり頃に愛知県版を出します。本市においては、愛知県版を受けたところで北名古屋市版を作成する予定です。これも教員の多忙化解消とリンクするところです。体力向上に関する取組では、全国平均を下回っている状況であります。運動にもっと本腰を入れてやらなければならない、運動というよりも体力づくり、基本的な能力を向上させなければならないもので、部活動に取り組んでいくということではありません。基礎運動能力をつくっていかなければならない、これは県教育委員会、そして巷の人も仰る方がみえます。3番目の生涯学習計画については、県が生涯学習計画を作成した、本市は総合計画ができましたので、今年度中に生涯学習計画を始め、スポーツ推進スキーム、教育推進スキームの全部の見直しを図るための準備に取り掛かっており、来年度からスタートするために整えているところでございます。4番目の教育育成指標

を踏まえた教育研修計画については、以前説明をさせていただきましたが、研修計画を立てているところです。5番目は、交通安全の関係です。

資料4は取扱注意とし、部外秘でございます。昨年度の進路状況です。公立高校に進学した者が約60%、私立高校に進学した者が約30%、計で約90%でした。愛知県や全国の平均値はもう少し上の割合ですが、通信制を含めると本市は97%を超えます。小学校の進学先について、804人の卒業生に対し、市内の学校へ進学した者が779人でした。23人は、国立や私立の中学校へ進学しました。なお、師勝東小学校と師勝西小学校のかっこ付きの値については、校区割にいびつな所があるため、師勝東小学校は6名、師勝西小学校は7名、就学先の変更希望に応じているものです。なお、このいびつな校区割の地区に住む児童の校区変更については、私どもの想定内でございます。

委員長（池山健次）

只今の説明につきまして、ご質問等ございませんか。

委員（浅見顯宏）

南さつま市との関係は、どういった経緯からか。

教育長（吉田文明）

本市が、災害時相互応援協定を締結した市で、旭川市や妙高市などとも協定を締結していますが、締結した都市には活力があります。現地へ行くと職員も勉強になります。また、交流都市が集まる場において、交わされる事は、とても刺激的な情報が多いです。

教育（加藤知津子）

校区割は、以前からだと思いますが変更できないか。

教育長（吉田文明）

小学校区が定められており、当初、通学区域審議会をつくり、1年かけて議論したが、結果、変更できませんでした。他の地区で変更を行った時に、反対署名が集まったことがあった。そのため、保護者の選択制にしたところ、校区の是正が行われたと同じ効果が得られた。校区は変更していないが、実質、子どもたちにとってマイナスになっていません。

委員長（池山健次）

タブレットの活用について、情報を申し上げます。タブレットが、教育の世界にどんどん入ってくる実感があります。一例として、英語のスピーチコンテストについて、代表者が、審査により、中部ブロックに、そして全国大会へと進んでいきましたが、その仕組みが無くなります。その理由は、タブレ

ットにソフトをインストールし、子どもがタブレットに吹き込み、タブレットが審査することに変更になります。今までは、外国人を含めた審査員が審査していたが、審査方法が変わることに現場の先生は大反対しています。そうすると、これから全て、英検の仕組み等が変わっていくのではないか。確かに、人間の審査は主観が入り、個人差がある。よって、教育の世界に入ってくるこの流れは、食い止めることができないと思います。

教育長（吉田文明）

驚きの情報ですが、弁論になると論旨や主張の評価はどうなりますか。

委員長（池山健次）

それも含めての評価となります。最終審査は違う可能性がありますが、プロセス、全国大会出場者決定までの審査は、タブレットで実施します。コストダウンの要因もあるかもしれません。

教育長（吉田文明）

良い情報を聞かせていただいた。例えば、大学入試において人手の確保に苦慮していることがあるが、その手法、ソフトで実施すれば可能となる。

委員長（池山健次）

人工知能の力を活用していくことを、どう受け止めていくか。もちろん信頼性が100%ではないが、人間が審査しても100%にならない。

教育長（吉田文明）

新井紀子氏、教科書を読めない子どもたちが増えているという本を出版し、警鐘を鳴らしている方、その方々が取り組んだ大学入試の合格率はとて高い、東大より少し下のランクの大学に全て合格している。基礎的な能力は一括して図ることができるようになる、そういう時代になるかもしれない。

委員長（池山健次）

多分、メリットは公平性だと思います。人間ですと、評価に対して個人の差が出てしまいます。しかし、逆にいろいろな問題が生じる。現場は、この流れに抵抗すべきと、個人的には考えている。

教育長（吉田文明）

岐阜市は、ベネッセが持っている家庭学習ノウハウをiPadを活用して実験したデータですので、今の情報は、とても関連性があります。家庭学習のセットまであるということで驚いています。

委員長（池山健次）

出版社自体が本が売れない時代となったため、ソフト開発などの世界に入ってきている。

教育長（吉田文明）

教える機械ではなく、テストする機械。

委員長（池山健次）

一方、大学での小論文とかは採点が大変である。

教育長（吉田文明）

コンピューターでは採点ができない。キーワードが入っているだけで、読んでみると全く文章になっていない。

委員長（池山健次）

コンピューターが作った文書が、これから進化していく。

教育長（吉田文明）

新聞記者が、株式の情報を入れるだけで記事にする機能を活用している。より考えて工夫する力が求められている。

委員長（池山健次）

その部分、人間にしかできない領域にはコンピューターに力を持ってほしくないと思います。

委員長（池山健次）

(3)所管事項報告に移ります。始めに学校教育課お願いします。

教育部長（大野勇）

市議会について、私からご報告させていただきます。昨日、平成30年第1回北名古屋市議会臨時会が開催され、新しい市議会議員の役職が決定しました。本日、役職名簿を資料5として添付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。議長には、長瀬悟康議員、副議長には、大野厚議員、福祉教育常任委員会委員長には、猶木義郎議員、副委員長には、浅利公恵議員が就任されました。2枚目は各附属機関への選出議員ですが、上から6行目の通学区域審議会委員としては、長瀬悟康議員、猶木義郎議員、浅利公恵議員の3名、給食センター運営委員会委員は、猶木義郎議員が選出されました。また、この臨時議会には、教育部から北名古屋市教育委員会教育長の任命について、及び北名古屋市教育委員会委員の任命についての2議案を提出しました。新教育委員会制度による教育長について、引き続き、吉田教育長を任命すること、そして、教育委員会委員の任命については、浅見

委員が5月22日をもって任期満了となるため、新たに岡島秀隆氏を任命することに議会の同意をいただき、先ほど、この教育委員会会議の前に、市長から任命されましたので、ご報告させていただきます。

委員長（池山健次）

ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、ご質問等ございませんか。

（しばらく間）

委員長（池山健次）

ないようですので、続きまして生涯学習課お願いします。

教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）

資料6をご覧ください。この度、1本の要綱制定と要綱の一部改正を2本行いましたので、ご報告させていただきます。資料をご覧ください。最初に制定しました要綱、北名古屋市文化芸術振興激励金交付要綱をご説明申し上げます。9ページでございます説明書をご覧ください。制定いたしましたのは、文化芸術の分野において、全国規模の大会等に出場する者に激励金を交付することにより、市民の文化芸術水準の向上及び振興を図る趣旨からであります。内容としましては、市内に在住若しくは在勤する個人、また市内に活動の拠点を置く団体が、全国大会等に出場する場合に激励金一万円を交付しようとするものです。スポーツ分野では、本市は既に同じ趣旨の要綱が有りますが、文化芸術の分野には無いため、最近、市長へ表敬訪問をされた事例も発生しているところから、市の文化芸術の振興を図る趣旨から制定したもので、この4月から施行しています。

次に、北名古屋市放課後子ども教室事業実施要項の一部を改正する要綱についてご説明申し上げます。20ページをご覧ください。要綱を一部改正しましたのは、これまでの実情から事業運営をより円滑に実施するため、また、児童クラブとの一体運営を目指すため、内容の一部を見直す必要があったからでございます。内容としましては、年末年始の休業日をこれまで12月28日から翌年の1月4日までとしていたものを、12月29日から翌年の1月3日までとし、2日多く実施し、児童クラブと合わせたこと、また、登録児童の費用負担について、これまでの登録料と材料費は廃止し、利用料のみといたしました。これも児童クラブの料金体系に合わせたことが主な理由でございます。また様式においても、新たに追加したものを含め、内容を見直し、新年度より実施しております。

続きまして、北名古屋市放課後子ども教室利用料の減額又は免除に関する要綱の一部を改正する要綱でございます。23ページの説明書をご覧ください。改正理由としまして、利用料の減免又は免除申請は、開始希望日の前月

20日までと定めておりますが、年度当初の4月に限っては、年度末において、制度の認知が十分でないこともあり、申請期限を3月30日まで延ばすものとし、保護者への負担軽減を図ったものです。これも児童クラブと歩調を合わせて実施した改正でございます。以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長（池山健次）

ありがとうございました。只今の報告につきまして、ご質問等ございませんか。

（しばらく間）

委員長（池山健次）

ないようですので、続きましてスポーツ課お願いします。

スポーツ課長（酒井英昭）

それでは、スポーツ課から1件、ご報告させていただきます。資料7をご覧ください。スポーツ課が所管しております市の要綱、北名古屋市スポーツ競技全国大会等出場者激励費支給要綱の一部を改正いたしました。理由といたしましては、公益財団法人日本体育協会の名称が、公益財団法人日本スポーツ協会に変更になったことに伴い、関係条文を改めたものでございます。内容につきましては、裏面2ページの新旧対照表をご覧ください。激励費支給の対象となる大会を明記した要綱第2条第1項第4号の下線部分、財団法人日本体育協会の名称変更に伴い、公益財団法人日本スポーツ協会に改正いたしました。なお、改正後の要綱は告示日の平成30年5月9日から施行しております。以上、説明とさせていただきます。

委員長（池山健次）

ありがとうございました。只今の報告につきまして、ご質問等ございませんか。

（しばらく間）

委員長（池山健次）

ないようですので、日程第4 議案審議に移ります。

委員長（池山健次）

議案第10号 北名古屋市教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定について、を議題といたします。

説明を担当課からお願いします。

教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）

議案第10号 北名古屋市教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定について、ご説明申し上げます。

北名古屋市教育長の営利企業等の従事制限に関する規則を別紙のとおり定めるものとする。この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴い、教育長の営利を目的とする私企業等の従事制限に関し必要な事項を定めるため、本規則を定める必要があるからであります。北名古屋市教育長の営利企業等の従事制限に関する規則をご覧ください。第1条、第2条、第3条に、法第11条第7項とありますが、この法律第11条第7項は、教育長は教育委員会の許可を受けなければ営利企業等に従事してはならないという規定でございます。規則第2条に教育委員会の許可を受けなければならない地位を、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員のほか、顧問、参与、評議員、清算人、無限責任社員その他これらに準ずるものとするとしております。第3条の許可の基準として1号から3号までを明記しております。以上、ご説明とさせていただきます。

委員長（池山健次）

只今の説明につきまして、ご意見等ございますか。

（しばらく間）

委員長（池山健次）

それでは、お諮りいたします。

議案第10号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

委員長（池山健次）

全員異議なしと認め、議案第10号 北名古屋市教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定については、承認されました。

委員長（池山健次）

議案第11号 北名古屋市教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の制定について、を議題といたします。

説明を事務局からお願いします。

教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）

議案第11号 北名古屋市教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の制定について、ご説明申し上げます。

この案を提出するのは、教育長の職務を代理する委員が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項の規定により、その職務を教育委員会事務局職員に委任することについて、本規則を定める必要があるからであります。北名古屋市教育長職務代理者の事務の委任に関する規則をご覧ください。第1条にございます、法第25条第4項とは、教育長は、教育委員会から委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員等に委任し、臨時に代理させることができるという規定でございます。この規定に基づき、教育長職務代理者がその職務を教育委員会事務局職員に委任する場合について、必要な事項を予め定めておくというのがこの規則の趣旨でございます。第2条に、職務代理者は、自ら教育委員会事務局を指揮監督して、具体的な事務の執行等を行うことが困難な場合は、指定する事務局職員に委任することができるとしております。第3条に、職務代理者が指定する事務局職員は、教育部長とする。ただし、教育部長に事故があるとき、又は欠けたときは、学校教育課長とするとしております。法律改正では、教育行政の責任体制を明確化するため、教育委員長と教育長を一本化して置くこととしております。代理の場合に職を二つに分けることは、一本化した趣旨に沿わないことから、代理を一人が行うこととしております。一方、職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、改正法第25条第4項に基づき、その職務を、職務代理者から教育委員会事務局に委任することが可能です。なお、新教育長の職務代理者たる教育委員は、法律上教育長の権限に属する一切の職務を行うものでありますが、法第12条第2項において、委員は非常勤とするとしていることから、自ら行うことが困難である場合に、この規則に基づき運用することで、教育行政の継続性、安定性を担保するものと考えます。以上、ご説明とさせていただきます。

委員長（池山健次）

ただ今の説明につきまして、ご意見等ございますか。

教育長（吉田文明）

簡単に言うと、事務局レベルの教育長の職務代理者は、部長そして課長の順番である。教育委員会の会議の職務代理者は、委員の中から教育長が指名する。一本化されたのですが、事務局レベルと教育委員会会議の二本化で進むということです。

委員長（池山健次）

その他、質疑ございませんか。

（しばらく間）

委員長（池山健次）

それでは、お諮りいたします。

議案第11号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

委員長（池山健次）

全員異議なしと認め、議案第11号 北名古屋市教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の制定については、承認されました。

委員長（池山健次）

議案第12号 北名古屋市教育委員会公印規程の一部改正について、を議題といたします。

説明を事務局からお願いします。

教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）

議案第12号 北名古屋市教育委員会公印規程の一部改正について、北名古屋市教育委員会公印規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定めるものとする。

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴い、教育長職務代理者を置くため、本規程を定める必要があるからです。

1枚跳ねていただきまして、資料をご覧ください。教育長印の項の次に、教育長職務代理者印を加えるものです。本市は、5月末までは経過措置で委員長職務代理者を置いておりますが、6月1日からは、教育長職務代理者印が必要となります。附則、この規程は、平成30年6月1日から施行するものです。以上、ご説明とさせていただきます。

委員長（池山健次）

ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますか。

（しばらく間）

委員長（池山健次）

それでは、お諮りいたします。

議案第12号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

委員長（池山健次）

全員異議なしと認め、議案第12号 北名古屋市教育委員会公印規程の一

部改正については、承認されました。

委員長（池山健次）

議案第13号 北名古屋市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について、を議題といたします。

説明を事務局からお願いします。

教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）

議案第13号 北名古屋市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について説明を申し上げます。

改正理由、この案を提出するのは、公益財団法人日本体育協会の名称が公益財団法人日本スポーツ協会に変更されたことに伴い、関係条文の整備をするため、本要綱の一部を改める必要があるからです。1枚跳ねていただきまして、北名古屋市立中学校部活動指導員設置要綱の一部を次のように改正する。第3条第2項第2号中、公益財団法人日本体育協会を公益財団法人日本スポーツ協会に改める。附則、この要綱は、告示の日から施行する。別紙に新旧対照表を添付しております。以上、ご説明とさせていただきます。

委員長（池山健次）

ただ今の説明につきまして、ご意見等ございますか。

教育長（吉田文明）

公益財団法人日本体育協会となっているものを改めるものか。

教育部副参事兼学校教育課長（田島孝道）

その通りでございます。

委員長（池山健次）

その他、質疑ございませんか。

（しばらく間）

委員長（池山健次）

それでは、お諮りいたします。

議案第13号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

委員長（池山健次）

全員異議なしと認め、議案第13号 北名古屋市立中学校部活動指導員設

置要綱の一部改正については、承認されました。

委員長（池山健次）

議案第14号 北名古屋市社会教育委員の推薦について、を議題といたします。

説明を事務局からお願いします。

教育部次長兼生涯学習課長（植手厚）

議案第14号 北名古屋市社会教育委員の推薦について、次の者を北名古屋市社会教育委員に推薦する。

提案理由、この案を提出するのは、北名古屋市社会教育委員設置条例第2条の規定により、社会教育委員を委嘱する必要があるからである。今回、推薦をお願いいたしますのは、学校教育関係者として委嘱しておりました師勝中学校長の松永委員の定年退職、及び市PTA会長の松田委員の代表交代により欠員が生じたので、新たに学校教育関係者として、師勝東小学校長、平手ゆり子氏、市PTA会長、犬飼文彦氏の2名の方の推進をお願いするものです。なお、委員の任期は前任者の残任期間であります平成30年7月31日まででございます。以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長（池山健次）

ただ今の説明につきまして、ご意見等ございますか。

（しばらく間）

委員長（池山健次）

それでは、お諮りいたします。

議案第14号についてご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

委員長（池山健次）

全員異議なしと認め、議案第14号 北名古屋市社会教育委員の推薦については、承認されました。

委員長（池山健次）

日程第5 北名古屋市教育委員会委員長の選挙、及び日程第6 北名古屋市教育委員会委員長職務代理者の選挙につきましては、関連がございますので一括審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の声あり)

委員長 (池山健次)

全員異議なしと認めます。

それでは日程第5及び日程第6について、事務局から説明をお願いします。

教育部長 (大野勇)

それでは、北名古屋市教育委員会委員長の選挙、北名古屋市教育委員会委員長職務代理者の選挙について、ご説明いたします。6月1日から新教育委員会制度に移行いたしますが、5月31日までは、改正前の法律及び北名古屋市教育委員会会議規則の規定に基づき、委員長及び委員長職務代理者を選挙又は指名推薦の方法により選出することになっております。今回は、5月23日から5月31日までの9日間の任期となります。

つきましては、指名推薦によりお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(全員「異議なし」の声あり)

教育部長 (大野勇)

ありがとうございます。

それでは、ご推薦をお願いいたします。

教育長 (吉田文明)

引き続き、池山委員に委員長、大口委員に職務代理者をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員「賛成」の声あり)

教育部長 (大野勇)

ありがとうございます。只今、賛成の声をいただきましたので、5月31日まで、引き続き、池山委員長及び大口委員長職務代理者をお願いすることに決定いたしました。よろしくお願いいたします。

委員長 (池山健次)

これもちまして、平成30年5月北名古屋市教育委員会を閉じさせていただきます。

< 午前11時 閉会 >